

公認会計士

短答上級講座
財務会計論(財表) 第1回
影山講師レジュメ

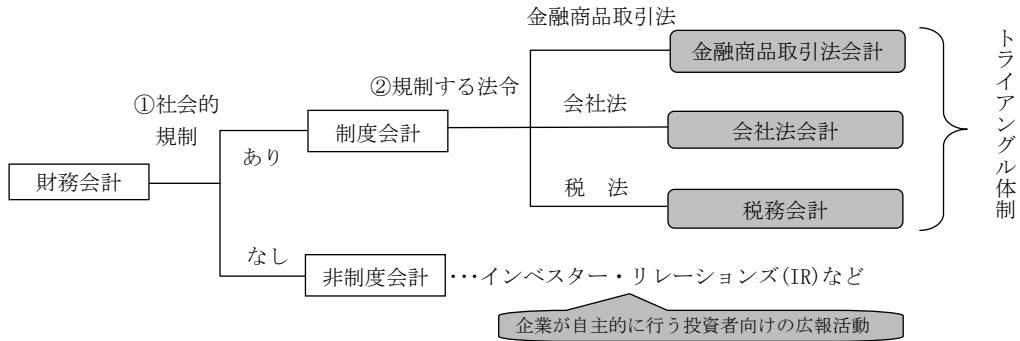
れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 000512 214919

EL21491

I. 我が国の制度会計 [C]



	金融商品取引法会計	会社法会計	税務会計
定義	金融商品取引法の規制の下に行われる会計	会社法の規制の下に行われる会計	主として法人税法の規制の下に行われる会計
作成書類	<u>財務諸表</u> ・貸借対照表・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・附属明細表 (・連結包括利益計算書)	<u>計算書類等</u> ・貸借対照表・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・注記表・事業報告 ・附属明細書	<u>法人税申告書等</u> ・法人税申告書(別表) ・決算報告書 ・勘定科目内訳明細書 ・法人事業概況説明書
主たる目的	国民経済の適切な運営と投資者保護に資するため、投資者に対して投資判断のための有用な情報を提供すること	剰余金の分配規制を通じて株主と債権者との利害を調整し、債権者保護を図ること + 株主と債権者に対して企業の財政状態及び経営成績を開示すること	会社法上の利益を基礎に課税所得を算定(確定決算主義)し、課税の公平性と租税収入の確保を図ること
果たされる財務会計の機能	情報提供機能	主として利害調整機能	(利害調整機能)

同じ会計処理になるように基本的に調整されている

Ⅱ. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 [B]

企業の財務諸表が利害調整機能や情報提供機能を十分に発揮するためには、それが適切に作成されたものでなければならぬ。

しかし

財務諸表の作成に関しては多くの場面で経営者等による事実の歪曲が行われる恐れがあるため、財務諸表作成のための様々なルール=会計基準が必要となる。

↓

この基準が公正妥当なものとして社会的な承認を得ているという意味で『一般に公正妥当と認められる企業会計の基準』(←社会的承認を得た会計のルールの総称)と呼ばれている。

意義	① 財務諸表の作成基準 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は、企業が財務諸表の作成に当たって遵守すべき規範である ② 財務諸表監査の判断基準 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は、公認会計士が財務諸表監査を行うに当たって、財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかを判断する基準となる
具体例	① 企業会計審議会又は企業会計基準委員会から公表された会計基準 ・ 企業会計原則 ・ 研究開発費等に係る会計基準 ・ 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 ② 企業会計基準委員会から公表された会計基準適用指針及び実務対応報告 ・ 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針 ・ 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い ③ 日本公認会計士協会から公表された会計制度委員会等の実務指針及びQ&A ・ 研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針 ・ 研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ&A ④ 一般に認められる会計慣行

これらの会計基準は、利害調整機能や情報提供機能を円滑に遂行するための不可欠な前提条件

↓ 設定方法

	帰納法 (帰納的アプローチ)	演繹法 (演繹的アプローチ)
定義	現実に行われている会計実務を観察し、その中からよりいっそう一般的・共通的なものを抽出することによって会計基準を設定する方法	会計の目的や資産・負債などの基礎概念を先に規定したうえで、それと矛盾しないように会計基準を設定する方法
現行実務の問題点の改善	現状は認知的なルールが形成されやすい ↓ 現行実務に問題があっても、それを改善するよう会計基準が形成されにくい	現行実務が正しいという前提に基づいているわけではない ↓ 現行実務のどこに改善の余地があるのかを白紙の状態で見ることができる
新たな取引や事象への対応	いまだ会計慣行が成熟してなく会計基準を設定することができない ↓ 過去に存在しなかった新たな取引や事象が発生した場合には、これに対応できない	規定された基礎概念から会計基準を設定することができる ↓ 新たな取引や事象が発生した場合にも容易に対応できる
会計基準全体の整合性や首尾一貫性	個別のトピックスごとに形成された会計基準は、相互に矛盾をきたす可能性がある + 会計処理を巡る利害対立の存在する分野において、業界団体等の圧力が介入した場合には、それを押し返すための論拠を見つけにくい ↓ 会計基準全体の整合性や首尾一貫性が確保される保証がない	会計基準が論理的に体系づけられる ↓ 会計基準全体の整合性や首尾一貫性が確保される
具体例	・ 企業会計原則	・ 会計公準からの会計基準の設定 ・ 概念フレームワークからの会計基準の設定

Ⅲ. 会計基準と設定主体・設定方法 B

- (1) 企業会計原則：1949年に制定された我が国で最初の本格的な会計基準(現在の企業会計審議会の前身である「経済安定本部・企業会計制度対策調査会による制定)。企業会計原則は、数回の修正が行われてきたが、現在では歴史的な文書化しつつある。

その重要性が失われているわけではない

設定前文：企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計処理をするに当たって従わなければならない基準

法律ではなく、企業会計における実践規範

↓
帰納的アプローチにより形成されているといえる。

- (2) 企業会計原則制定後の各種の会計基準の設定

	従 来	現 在
	パブリックセクター	プライベートセクター
大まかなルール	企業会計審議会 【会計基準(本文+意見書)】 (～に係る会計基準)	企業会計基準委員会(ASBJ) 【会計基準(本文+結論の背景)】 (～に関する会計基準)
細かな規定	プライベートセクター 日本公認会計士協会(JICPA) 【実務指針】	【適用指針】 【実務対応報告】

- * 本文⇒会計処理
意見書及び結論の背景⇒会計処理の理論

★ 過去の出題実績(財務会計の概念フレームワーク) ★

論 点	H28 II	H29 I	H29 II	H30 I	H30 II	H31 I	H31 II	R2 I	R2 II	R3
財務報告の目的		☆				☆☆☆				
会計情報の質的特性		☆		☆ ☆☆☆						
財務諸表の構成要素		☆	☆ ☆☆☆			☆	☆☆ ☆☆☆			
財務諸表における認識と測定		☆					☆☆			
その他(前文等)										

I. 会計基準のコンバージェンス [C]

(1) 年表

1949年	【企業会計原則】発布(最終改訂1982年)
1996年～	金融ビッグバン: フリー・フェア・グローバル
1998年～	会計ビッグバン: 会計の国際的調和化「透明化」「国際調和」(金融ビッグバンの一環)
2001年	企業会計基準委員会(A S B J)設置
2004年	討議資料「概念フレームワーク」公表(初版)
2004年	EUによる同等性評価の開始
2005年	「日本基準と I F R S は総じて同等」と評価⇒26箇所の指摘
2006年	コンバージェンス本格化
2006年	討議資料「概念フレームワーク」公表(第2版)
2007年	東京合意⇒短期コンバージェンス項目については2008年までに差異解消、 それ以外の差異も2011年を目途にコンバージェンスを実現すると発表
2008年	「日本基準と I F R S は同等」と評価
2010年	I F R S の任意適用開始
2013年	修正国際基準(日本版 I F R S)の検討
2016年～	修正国際基準(日本版 I F R S)の任意適用開始

①のれんの償却と②リサイクル以外については基本的に I F R S と同様の処理。ただし、位置づけとしては日本独自の基準とされている。

(2) 会計基準のグローバル化

① 企業会計基準委員会(ASBJ)設置(民間による会計基準の設定)

日本では、1990年代後半の「会計ビッグバン」など、以前は大蔵省や金融庁に設置されていた企業会計審議会、すなわち公の機関において会計基準が設定されていたが、世界的に見た場合、会計基準の設定は民間機関において行われていた。そこで、我が国においても、2001年7月に民間の基準設定団体であるASBJを設置し、会計基準の開発・設定をASBJへ委ねることとした。

② 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」公表

ASBJは、2006年12月に将来の会計基準開発に指針を与えるとともにIFRSとのコンバージェンスに向けた国際的な議論の促進にも貢献していくことを目的として、会計基準設定マニュアルである、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」を公表した。

③ ASBJのコンバージェンス(収斂)に対する取組み

1) EUにおける同等性評価への対応

2005年に「日本基準とIFRSは総じて同等」と評価され、補正措置の提案を受けた。これに対し、適宜対応し、また、コンバージェンスを進める枠組みの整備などにより、2008年12月「日本基準とIFRSは同等」と評価されることとなった。

2) 東京合意

2007年に短期コンバージェンス項目については2008年までに差異解消、それ以外の差異も2011年を目途にコンバージェンスを実現すると発表し、2011年6月にはその達成状況を確認した。

3) 連結先行の考え方

コンバージェンスの推進には、これまでの会計を巡る実務、商慣行、取引先との関係、さらには会社法との関係及び税務問題など調整を要する様々な問題が存在した。そこで、こうした状況を踏まえ、今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する「連結先行」の考え方を示し、コスト&ベネフィットを考慮し、ASBJが個々の基準ごとに判断することとなった。

④ IFRSアドプション(強制適用)の動き

1) IFRSの任意適用

2010年3月期末より、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表にIFRSの任意適用を開始した。このように、当該任意適用は上場企業の一部に限られるため(2013年に適用要件緩和)、「限定適用」と呼ぶべきであったと考えられる(2019年7月現在：198社早期適用、16社今後の早期適用決定)。

2) IFRSの強制適用不透明化

当初(2009年6月)、我が国において2015年3月期を目途にIFRSを強制適用する方向性を打ち出したが、2011年6月、金融担当大臣により当面の間IFRSの強制適用を見送る旨が述べられた。また、2013年6月米国のIFRSへの対応や我が国における会計基準との考え方の相違などを理由に、IFRSの適用時期を判断すべき状況にない旨を公表した。

3) 「エンドースメント(承認)されたIFRS」の適用

2013年6月に、「IFRSの適用の方法」として、必要があれば一部を削除または修正して採択するエンドースメントの仕組みを設けることとした。これを受けて、2015年に「修正国際基準(エンドースメントされたIFRS)」を公表し、我が国においては「日本基準」、「米国基準」、「IFRS」、「エンドースメントされたIFRS」という4つの基準が併存することとなった。

I. 概念フレームワークの役割 B

(1) 概念フレームワークの意義と役割

概念フレームワークの意義 ⇒ 企業会計（特に財務会計）の基礎にある前提や概念を体系化したもの

概念フレームワークの役割 ⇒ ① 会計基準の概念的な基礎を提供する
② 将来の基準開発の基本的な指針を提供する

現行の会計基準の一部を説明できないものが含まれていたり、いまだ基準化されていないものが含まれていたりする。

(2) 概念フレームワークの必要性

- ① 企業会計をめぐる環境の変化速度の速さ
- ② ピースミール方式による会計基準の設定
- ③ 国際的な対応等を挙げることができる。

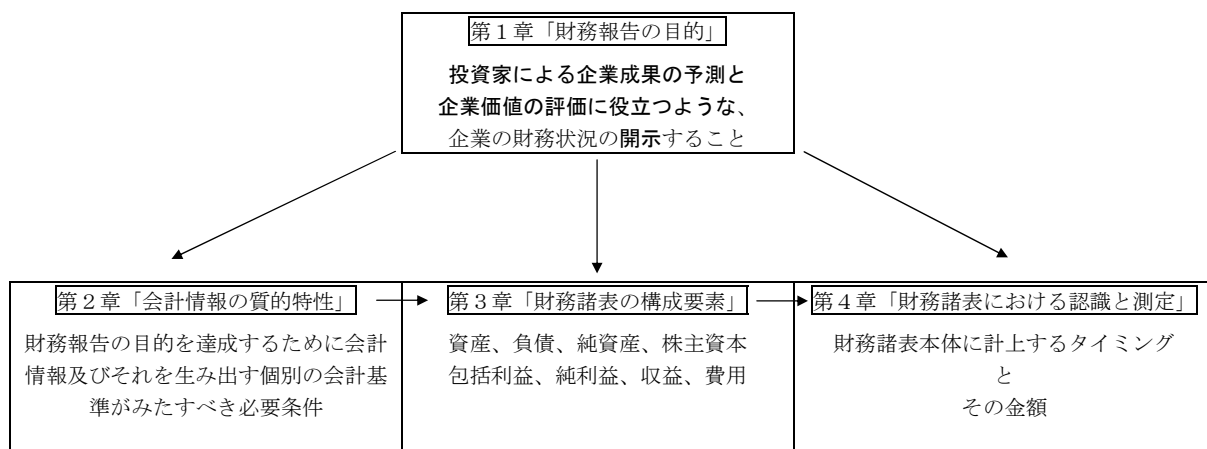
会計基準の設定を、1つにまとめられた「企業会計原則」を改正するというかちを取るのではなく、固有のテーマごとに個別に設ける方式。

↓
利点:迅速な対応が可能
欠点:個々の会計諸基準間での不整合が生じる危険性を伴う。

II. 概念フレームワークと会計基準 B

概念フレームワークは会計基準の基礎にある前提や概念を体系化したものであるため、その記述内容は抽象的なものに留まらざるを得ないのに対して、個別の会計基準は具体的な会計処理を規定するものである。そのため、個別の会計基準の設定・改廃に際しては、概念フレームワークの記述内容それ自体に関する解釈が必要とされ、概念フレームワークだけでは、個別の会計基準の具体的な会計処理を直接定めることはできない(⇒But 概念フレームワークは個別具体的な会計基準の新設・改廃ををただちに提案するものではない)。

III. 概念フレームワークの構成 C



I. ディスクロージャー制度と財務報告の目的 A

(1) ディスクロージャー制度の存在意義

投資家と経営者の間に存在する情報の非対称性を緩和し、それが生み出す市場の機能障害を解決するため、経営者による私的情報の開示を、社会的に標準化して促進させること

将来の売却機会が保証されないかぎり、投資家はそもそも証券の発行市場においてさえその購入に応じようとしなため、情報の非対称性は、証券の発行市場のみならず流通市場においても問題となる。

(2) 財務報告の目的の意義

投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況(企業の投資のポジション(ストック)とその成果(フロー))を開示すること

⇨ 財政状態

財務報告において提供される情報の中で、投資の成果を示す利益情報は基本的に過去の成果を表すが、企業価値評価の基礎となる将来キャッシュフローの予測に広く用いられている。このように利益の情報を利用することは、同時に、利益を生み出す投資のストックの情報を利用することも含意している。

↓ なぜなら

投資の成果の絶対的な大きさのみならず、それを生み出す投資のストックと比較した収益性(あるいは効率性)も重視されるからである。

(3) 財務報告において提供される会計情報

① 市場の効率性と会計情報(及び会計基準)

- 情報の非対称性を緩和するための会計情報や、その内容を規制する会計基準は、市場が効率的であれば不要になるわけではない。

↓ なぜなら

- 市場参加者の合理的な行動と効率的市場を前提としても、開示すべき会計情報の内容については、なお会計基準による規制が必要である。

情報の中身と効率性は別問題

② 会計情報の限界と役割期待

- 会計情報は企業価値の推定に資することが期待されているが、企業価値それ自体を表現するものではない。企業価値を主体的に見積るのは自らの意思で投資を行う投資家であり、会計情報には、その見積りにあたって必要な、予想形成に役立つ基礎を提供する役割だけが期待されている。

II. 会計基準の役割 [C]

(1) 会計基準の役割…標準的な契約の形で一般化したものとして機能する、ディスクロージャー制度を支える社会規範

↑
ルール設定を当事者間の交渉に委ねていたのではコストがかかり過ぎる

☆ 会計基準の役割についての2つの考え方 ☆

投資家保護	経営者は情報開示には後ろ向きであるが、投資家等の情報の受け手は社会的な弱者であり、彼等を保護するために会計基準が必要であるという考え方
ミニマム・スタンダード (最小限のルール)	経営者の自発的な情報開示に軸足を置きながら最小限のルールを確保するために会計基準が必要であるという考え方 ↓ 経営者が開示する情報に虚偽表示が含まれないようにし、情報に一定の等質性を確保(標準化)するため

(2) 会計基準の有効性

契約の標準化ないし画一化による便益とそれに伴うコストを比較考量し、便益がコストを上回るのであれば、その会計基準は最小限のルールとして有効に機能する。

III. ディスクロージャー制度における各当事者の役割 [A]

	役割と責任	注 意 点 等	会計基準から享受する便益
投資家	開示された情報を利用して、自己の責任で将来の企業成果を予想し、現在の企業価値を評価すること ↓ 投資家の責任 =将来的な予想の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・株式や社債を現に保有するものだけでなく、これらを保有する可能性のある者を含む ・一定以上の分析能力を持つ投資家を情報の主要な受け手としている 	会計基準に従って作成され、独立した監査人の監査を受けた情報は、一般に投資家の信頼を得られやすく、そうした情報を低いコストで入手できることは、投資家にとっての便益となる
経営者	投資家が自己の責任で将来の企業成果を予想し、現在の企業価値を評価するのに必要な情報を開示すること ↓ 経営者の責任 (対監査人)=財務諸表作成 (対投資家)=過去の事実の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・事実の開示に限定される ・全体として経営者が投資家よりも企業価値の推定について高い能力を持つとはいえない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資家の信頼を得られることによって投資家の要求する資本のコストが下がり、企業価値が高まれば、便益を享受する ・投資家の最低限の情報要求に応えるには、どのような会計情報を提供すればよいのかを、会計基準が明らかにするため、投資家の情報要求を個別に確かめるためのコストを削減できるという点
監査人	投資家の必要とする会計情報を経営者が適正に開示しているか否かを確かめること ↓ 監査人の責任 =経営者が作成した財務諸表の監査		会計基準は、監査上の判断の基礎を提供する機能を果たし、監査人にも便益を与える

IV. 会計情報の副次的な利用 **A**

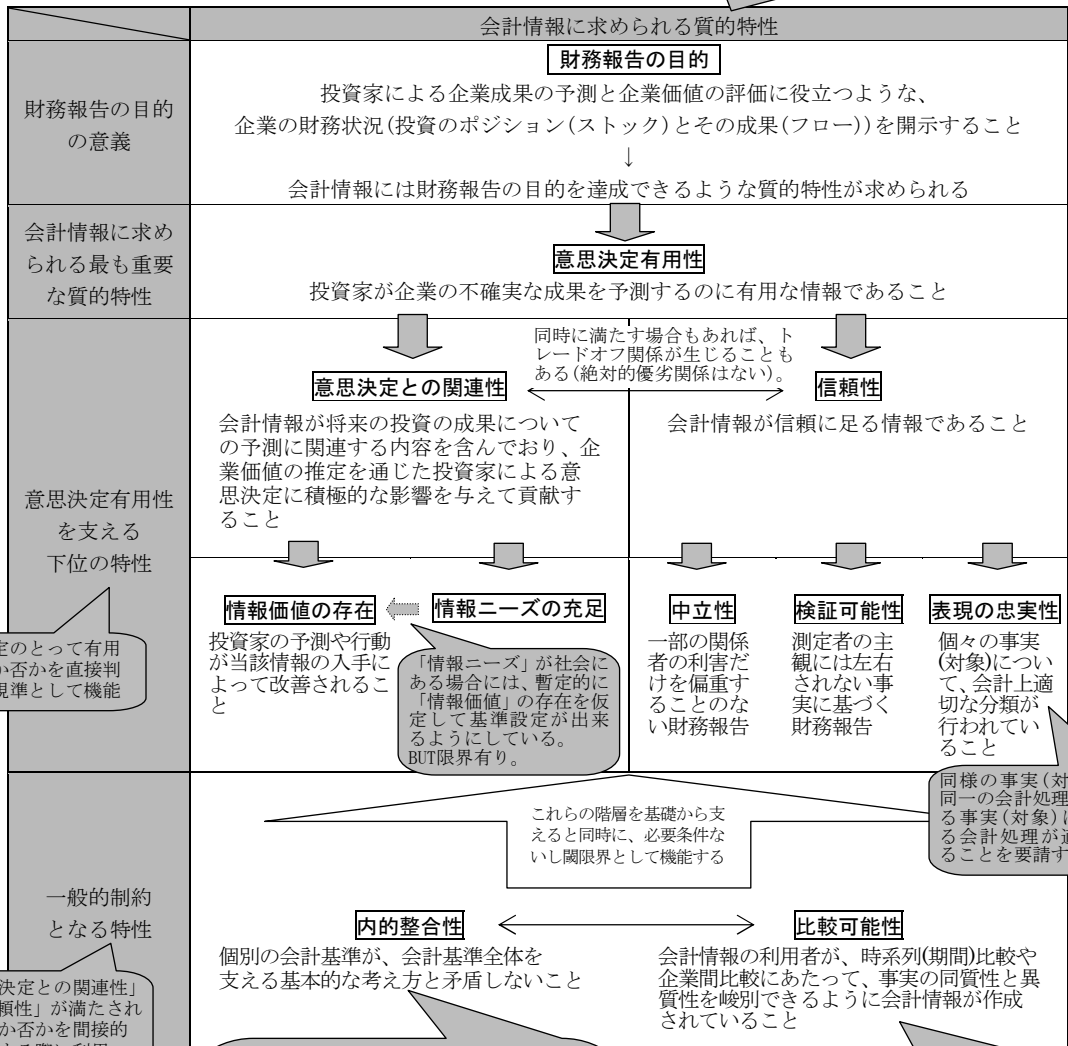
	情報提供機能 (意思決定支援機能)	利害調整機能 (契約支援機能)
意義	投資者の経済的意思決定に役立つ有用な情報を提供する機能	企業の利害関係者相互間の私的な利益を巡る対立を解消又は調整する機能
財務報告の目的の意義	投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況(投資のポジション(ストック)とその成果(フロー))を開示すること ↓ ∴財務報告の目的=情報提供機能を果たすこと	
優先的に位置づけられる機能 ↓ 会計情報の主たる利用局面	情報提供機能 ↓ 投資意思決定に利用	
副次的に位置づけられる機能 ↓ 会計情報の副次的な利用局面	利害調整機能 ↓ 投資意思決定という主たる利用以外に利用 (分配可能利益計算、課税所得計算等…)	
各機能を担う法令	金融商品取引法・(会社法)	会社法・法人税法

会計情報の副次的な利用の事実が、会計基準を設定・改廃する際の制約となることがある
 ↓
 会計基準の設定・改廃を進める際には、それが公的規制や私的契約等を通じた利害調整に及ぼす影響も同時に考慮の対象となる。

* 規制や契約のすべてを視野に収める必要はない。当事者の多くが関わる規制や契約については、会計基準の設定・改廃がそれらに及ぼす影響を考慮しなければならないが、ごく少数の当事者しか関わらない契約等については、必ずしも同様の配慮が求められるわけではない。

I. 会計情報の質的特性 [A]

財務報告の目的を達成するために会計情報及びそれを生み出す個別の会計基準が満たすべき必要条件



意思決定のにとって有用であるか否かを直接判定する規準として機能

「情報ニーズ」が社会にある場合には、暫定的に「情報価値」の存在を仮定して基準設定が出来るようにしている。BUT限界有り。

同様の事実(対象)には同一の会計処理を、異なる事実(対象)には異なる会計処理が適用されることを要請するもの

「意思決定との関連性」や「信頼性」が満たされているか否かを間接的に推定する際に利用

- 基本的な考え方とは、会計基準、会計実務、会計研究などについての歴史的経験と集積された知識の総体である。
 ↓
 概念フレームワークにおいて基本的な考え方(基礎概念)の全貌が示されているわけではない
 ↓
 概念フレームワークに準拠して会計基準を設定することは、「内的整合性」を満たすうえでの必要条件であっても、十分条件ではない。
- 資本主理論、名目資本維持概念、費用収益対応の原則、費用配分の原則などは「概念フレームワーク」に記述されていないことが明記(1)下線部参照)。
- 首尾一貫性: 特定の会計手続が每期継続的に適用されることを要請するもの
 ↓
 内的整合性とは異なる

同様の事実(対象)には同一の会計処理が適用され、異なる事実(対象)には異なる会計処理が適用されることで比較可能性が確保される。
 ↓
 意思決定に有用な会計情報を作成するために、企業活動の実態や取引の実質を考慮しなければならず、その結果、非画一的な処理や企業の裁量的判断が必要とされる場合もある。

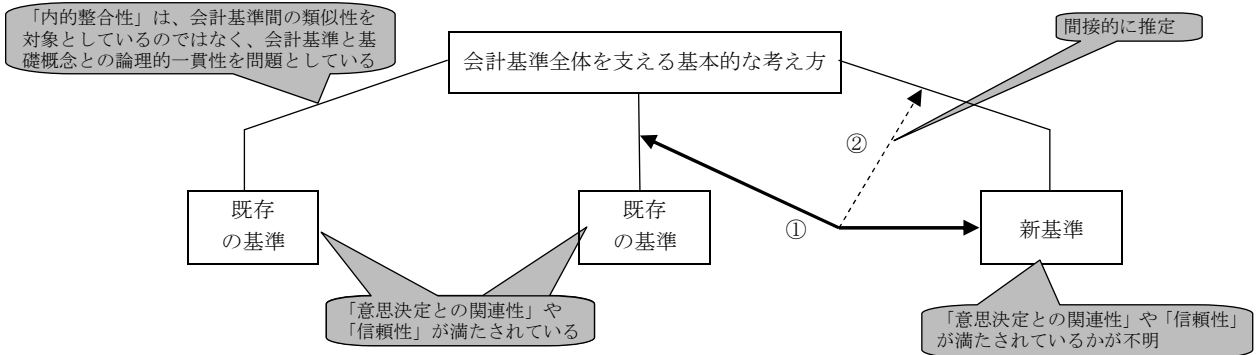
☆ 「内的整合性」の役割 ☆

「内的整合性」が最も有効に機能するケース

① 既存の会計基準の体系が意思決定に有用な会計情報を生み出していると合意されている場合

会計情報の「意思決定との関連性」や「信頼性」について、間接的、補完的に推定する役割をもっており、当該推定に基づいて基準開発を進めることが可能となる

新たな基準開発の際にも、本来は、それに基づく会計情報が「意思決定との関連性」及び「信頼性」を満たしていることを事前に確認する必要があるが、これから新たな基準を作ろうとする局面では、事前にそれを確認するだけの十分な経験的証拠がないことが少なくない。その場合、当該会計情報（を生み出す個別基準）が既存の会計基準の体系と整合的であるか否かの判断を通じて、「意思決定との関連性」や「信頼性」が満たされているかが判断される。



② 環境条件や会計理論のパラダイムが変化したことにより、①のような合意が成立していないと判断される場合

会計情報の「意思決定有用性」を支える基本的な考え方に立ち返ってその継続と変化を注視するという姿勢が重要であり、「内的整合性」は、慣行の維持、継続を目的とするものではないと考えられている。

環境条件や会計理論のパラダイムが変化したことにより、既存の会計基準の体系が意思決定に有用な会計情報を生み出しているとの合意が崩れ、意思決定に有用な会計情報を作成するために従来とは異なる体系を必要とすると考えられる状況では、概念フレームワークそれ自体を改訂しなければならない。

その場合であっても、新たな会計基準の体系が固まれば、その体系の下で、「内的整合性」は機能を発揮する。いわずに既存の会計基準に執着すると、改革を拒む保守的な姿勢に陥りかねない。

I. 財務諸表の役割とその構成要素 **A**

キャッシュ・フロー計算書等について、改めて構成要素を定義することはなされていない

財務報告の目的を達成するため、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等の財務諸表が開示されている(財務諸表の役割)。これらは企業の所有者が提供した資金をもとに、企業が実行した投資の特定時点のポジションと、その投資から得られた特定期間の成果を反映している。

我が国の概念フレームワークにおいては、投資のポジションと投資の成果を表すために、貸借対照表及び損益計算書に関する構成要素として、投資のポジションに関連する「資産」、「負債」、「純資産」、「株主資本」と投資の成果に関連する「包括利益」、「純利益」、「収益」、「費用」の8つが定義付けられている。

定義づけの作業上の便宜さのため

その定義は、始めに「資産」と「負債」に独立した定義が与えられ、それに従属して「純資産」、さらに「包括利益」に定義を与えている。また「純利益」が有用性の高い情報であることに鑑み、これに独立した定義を与えている。そして純利益に関連させて「収益」と「費用」を導出するとともに、純利益に関連する重要な構成要素として「株主資本」が定義されている。

構成要素	定 義	独立性
資産	過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源	○
負債	過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同物	○

資産と負債の差額で純資産を定義

構成要素	定 義	独立性
純資産	資産と負債の差額	×

純資産の変動に関連させて包括利益を定義

構成要素	定 義	独立性
包括利益	特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の非支配株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分	×

構成要素	定 義	独立性
株主資本	純資産のうち報告主体の所有者である株主(連結財務諸表の場合には親会社株主に帰属する部分)	×

純利益を重視する観点から、株主資本を純資産の内訳として定義

構成要素	定 義	独立性
純利益	特定期間の期末までに生じた純資産の変動額(報告主体の所有者である株主、子会社の非支配株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引による部分を除く。)のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分	○

純利益の構成要素として、収益・費用を定義

構成要素	定 義	独立性
収益	純利益または非支配株主損益を増加させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の増加や負債の減少に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分	×
費用	純利益または非支配株主損益を減少させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の減少や負債の増加に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分	×

Ⅱ. 財務報告の目的による制約 A

(1) 財務報告の目的による制約(一般的制約)

貸借対照表と損益計算書が投資のポジションと成果を開示するという役割を担っているため、それぞれの構成要素は、これらの役割を果たすものに限られる。

↓

構成要素の定義は、財務報告の目的と財務諸表の役割に適合するかぎりで意味を持つのであり、そうした役割を果たさないものは、たとえ構成要素の各定義を充足しても、財務諸表の構成要素とはならない。

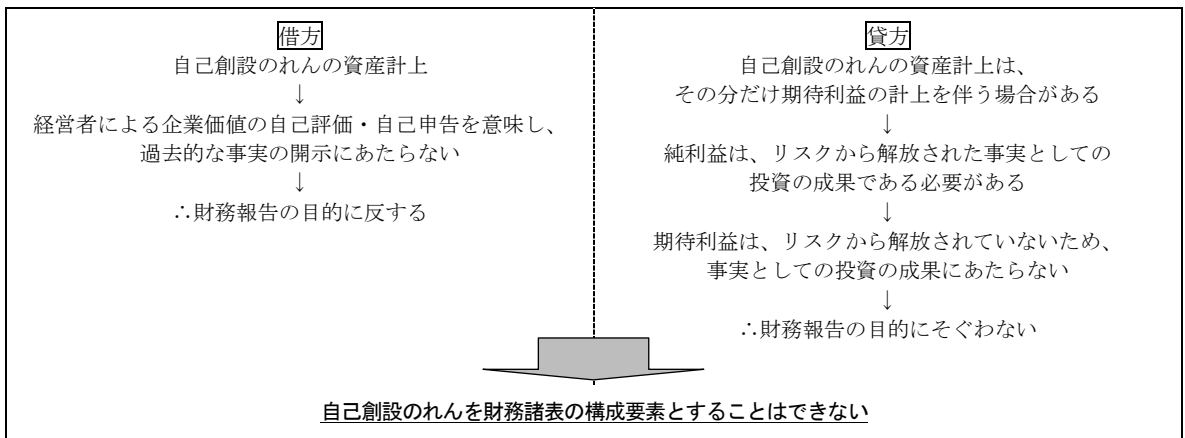
(2) 財務報告の目的による制約により報告対象から除外される具体例

一般に「資産」の定義を充足すると考えられる

自己創設のれん：経営者の恣意的判断に基づいて企業価値を評価し表現したもの

↓

利用価値－市場価値＝自己創設のれん



Ⅲ. 「資産」と「負債」 A

(1) 資産

資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう。

① 既発生取引	② 支配可能性	③ 経済的資源
経済的資源の範囲を時間面から限定する制約	経済的資源の範囲を主体面から限定する制約	資産の定義に求められる本質的要件
	所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態	キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉 ↓ ・実物財に限らず、金融資産及びそれらとの同等物を含む。 ・経済資源は市場での処分可能性を有する場合もある、そうでない場合もある。

* 一般に、繰延費用(EX.繰延資産)と呼ばれてきたものでも、将来の便益が得られると期待できるのであれば、それは、資産の定義には必ずしも反していない。その資産計上がもし否定されるとしたら、資産の定義によるのではなく、認識・測定の要件または制約による。

(2) 負債

負債とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう。

① 既発生取引	② 支配可能性	③ 経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物
経済的資源の範囲を時間面から限定する制約	経済的資源の範囲を主体面から限定する制約	負債の定義に求められる本質的要件
資産と同じ(上記参照)		

義務の同等物には法律上の義務に準じるものが含まれる

* 修繕引当金のように債務性のない引当金等の項目は、我が国の現行の制度会計においては、貸借対照表上、負債に含まれているが、概念フレームワークにおける負債の定義を充足しないものと考えられる。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2021 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

EL21491